

---

プロジェクト **IFRS のエンドースメント手続**  
金融商品専門委員会及び作業部会で聞かれた主な意見 (IFRS  
項目 **第 9 号 (2013 年)**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 117 回金融商品専門委員会 (2015 年 10 月 28 日開催) 及び第 24 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会 (2015 年 11 月 19 日開催) で議論された、修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) (以下「修正国際基準」という。) における IFRS 第 9 号「金融商品」(ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正) (以下「IFRS 第 9 号 (2013 年)」という。) に対する IFRS のエンドースメント手続について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

### 第 117 回金融商品専門委員会で聞かれた主な意見

#### (IFRS 第 9 号 (2013 年) の評価について)

2. IFRS 第 9 号 (2013 年) のヘッジ会計については、資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング処理を除き、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする事務局の評価について、次の理由から多くの専門委員より同意が得られた。
  - (1) 修正国際基準におけるエンドースメント手続においては、「削除又は修正」を必要最小限とすることとしている。
  - (2) IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。) のヘッジ会計の規定から引き継いでいる項目に関しては、初度エンドースメント手続において、IAS 第 39 号の「削除又は修正」を行っていない。
  - (3) 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング処理を「削除又は修正」することは、国際的な意見発信として、日本が OCI をリサイクリングすべきであると考えていることを首尾一貫して主張し、企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」において OCI のノンリサイクリング処理を「削除又は修正」していることと整合的である。
3. 次の項目については、「削除又は修正」を行うほどではないが、一定の実務上の困難さがあるとの見解が専門委員より示された。

- (1) ヘッジ有効性判定の閾値がなくなり、ヘッジ非有効部分を減少させるためにバランス再調整が必要とされているが、バランス再調整の実施に関する判断は難しいのではないか。
- (2) オプションの時間的価値などヘッジコストの会計処理は相当程度複雑ではないか。

#### 第2項及び第3項の意見への対応案

IFRS 第9号(2013年)について、資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング処理を除き、「削除又は修正」を行うべきか否か詳細な分析を行う項目は提起されていないと考えられる。

4. その他金融商品会計全般について、次のような見解が専門委員より示された。
  - (1) IASBによるマクロヘッジの検討が進んでいないため、今後の議論によっては、現在のヘッジ会計の規定についても修正が行われる可能性があるのではないか。
  - (2) ヘッジ会計は金融商品の分類及び測定を前提とするため、本来は金融商品会計をパッケージとしてエンドースメントを検討するのがよいのではないか。
  - (3) IFRSの公正価値ヘッジの会計処理は、ヘッジ手段の当初の測定属性を修正せず、ヘッジ対象の当初の測定属性を修正しているが、日本基準のヘッジ会計(繰延ヘッジ処理)は、ヘッジ手段の当初の測定属性を修正し、ヘッジ対象の当初の測定属性を修正しないこととしているため、一定の考え方の相違があるのではないか。
  - (4) ヘッジ非有効部分の純損益への認識時点を理論的に検討することも必要ではないか。

#### 第4項の意見への対応案

上述した意見に関しては、今回のエンドースメント手続を超えて金融商品会計の基本的な枠組みに関係するため、国際的な意見発信等において、引き続き留意することとする。

**(資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジの会計処理の「削除又は修正」の方法について)**

5. 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング処理の「削除又は修正」の方法については、次の2つの案が事務局より提示され、案1が提案された。

#### 案1

ヘッジ手段に係る OCI に認識された公正価値変動累計額を、ヘッジ対象（資本性金融商品に対する投資）に係る OCI をリサイクリングする時点で、リサイクリングする。

#### 案2

ヘッジ対象（資本性金融商品に対する投資）及びヘッジ手段の両方の公正価値変動額を、毎期、純損益に認識する。

6. 前項の案1の事務局提案に対して、次の理由から多くの専門委員より同意が得られた。
- (1) 案1は国際的な意見発信として、日本がOCIをリサイクリングすべきであると考えていることを首尾一貫して主張していることと整合的である。
  - (2) 案1は投資の性格に応じて事後評価における取扱いを区別しようとする我が国における基本的な考え方とより整合的である。
  - (3) 案2を採用する場合、取消不能であるOCIオプションを否定することになりかねない。
  - (4) 案1はヘッジ対象でなくヘッジ手段の測定属性を修正することになるため、日本基準における繰延ヘッジ処理と類似している。
  - (5) OCIがリサイクリングされることを前提として、ヘッジ期間中に認識される純損益が、修正国際基準とIFRS第9号(2013年)で異なるものとするまでの必要はないと考えられるため、案1でよいのではないかと。
7. 前項の他、案1が案2より明らかに優位であるとまでは考えられず、案1でも案2でも首尾一貫して適用されるならば、案1と案2は無差別であると考えられるとの意見も複数の専門委員より示された。また、案1と案2の会計方針の選択でもよいのではないかという意見も示された。

#### 第6項及び第7項の意見への対応案

上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえ、案1と案2を維持しつつ、案1と案2の会計方針の選択を審議資料に案3として追記して検討を行っている。

## 第 24 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会で聞かれた主な意見

### (IFRS 第 9 号(2013 年)の評価について)

8. 全体として、OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段の取り扱いを「削除又は修正」ということに同意する意見が得られた。

### (資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジの会計処理の「削除又は修正」の方法について)

9. 金融商品専門委員会での意見を受け、追加で案 3 が事務局より提示され、継続して案 1 が提案された。

#### 案 3

\_\_OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とする場合には、案 1 と案 2 の公正価値ヘッジの会計処理のいずれかについて、企業による会計方針の選択とする。

10. 事務局提案である案 1 に対して、次の理由から同意が得られた。

- (1) ヘッジを行ったことにより、OCI オプションを選択した資本性金融商品に対する投資の性格が変更されないのであれば、時価の変動を OCI で認識する案 1 しか選択できない。
- (2) JMIS において国際的な意見発信を重視していることと整合的であり、日本が OCI をリサイクリングすべきであると考えていることと首尾一貫している。

11. 一方、案 1 を提案することに対して、以下の意見も聞かれている。

- (1) IFRS では非有効部分については、基本的に純損益に認識するという考えがあるため、案 1 であっても非有効部分を純損益に認識することは妨げられないのではないか。
- (2) 日本基準上で時価ヘッジと繰延ヘッジの両方が並列で認められていること、IFRS (2014 年) でも FVOCI の金融資産に対する公正価値ヘッジの非有効部分が純損益処理されること等も考慮し、案 1 及び案 2 を会計方針の選択とする案 3 としてはどうか。

12. また、仮に案 1 を採用した場合の文案について、以下の意見も聞かれている。

- (1) リサイクルリングのタイミングについて減損損失の認識や投資の認識の中止としているが、ヘッジ対象に係る損益認識はこれらの場合に限られないため、その他の場合も包含できるように修文を検討すべきである。

**(キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメントを「削除又は修正」しないとする事務局の評価について)**

13. 総合的な業績指標としての純損益の有用性を重視する我が国の会計基準に係る基本的な考え方に鑑み、純損益ではなく、包括利益のみに影響があるベースス・アジャストメントについては「削除又は修正」を行うまでには至らないとする事務局の評価について、複数の見解が示された。

- (1) IFRS 上の包括利益について、クリーン・サープラス関係が保たれていないという状況は問題ではあるが、「削除又は修正」を必要最小限とし、意見発信として分かりやすいものにするという観点で、事務局の評価に同意する。
- (2) 日本として「純利益と包括利益は利益の認識のタイミングが異なるだけであり、両者のタイミングが異なる場合に、連結環としてOCIを用いる」ということを一貫して主張するためには、たとえ包括利益のみに影響があるとしても「削除又は修正」を検討すべきではないか。
- (3) ベースス・アジャストメントの事務局の提案は、「削除又は修正」をしない結論ありきの論理構成となっている印象がある。「削除又は修正」をすべき案とすべきでない案の両方をフラットに提示すべきではないか。

以 上